

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第116回安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和4年7月29日(金) 1時20分から2時05分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中6名(委員名簿非公開)
5 市側出席者	横山課長、山田課長補佐、黒岩主査、城田主事(都市計画課) 高木課長、高山課長補佐(建築住宅課)
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和4年8月1日

<p>1 会議の概要</p> <p>(1) 開 会</p> <p>(2) あいさつ</p> <p>(3) 報告事項</p> <p>(4) 審議案件</p> <p>(5) そ の 他</p> <p>(6) 閉 会</p> <p>2 審議概要</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>・第115回土地利用審議会議事録について</p> <p>○ 誤り等のないことを確認した。</p> <p>(2) 審議案件</p> <p>・審議案件(1)について 資料説明(事務局)</p> <p>○ 2点確認したい。</p> <p>1点目、土地利用計画図の⑤番の区画に不整形な土地が含まれているが、この土地も宅地に含めて販売されるのか。</p> <p>2点目、開発区域内の道路は位置指定道路の認定の後、市道として帰属する予定ということで、道路管理者との協議が進んでいるという理解でよいか。</p> <p>→ 1点目、不整形の土地については、当該部分も宅地として販売される計画である。</p> <p>2点目、道路についてはご指摘のとおり、位置指定道路の認定の後、市道として帰属を受ける予定であり、市道認定基準を満たしていることを道路管理者に確認している。</p> <p>○ 他に何かあるか。</p> <p>なければ、前に進めるとしてよいか。</p> <p>○ よい</p> <p>・審議案件(2)について 資料説明(事務局)</p>
--

○ この事業所の駐車場に入る車は、今回建設される寄宿舍の前を通ることになるのか。車の騒音等の影響のない位置に建物を配置できそうに思うが。

○ 事業所の従業員の寄宿舍であるので、あまり問題ないと認識か。

→ その通りである。

○ 他に何かあるか。
なければ、前に進めるとしてよいか。

○ よい

(3) その他

・(1) 意見聴取 資料説明 (事務局)

○ 開発区域の南東の残地について、舗装して通行可能な道路敷地とする可能性もあるとのことであったが、造成の方向性は出ているのか。残地として残ってしまうのか、道路用地として市が管理するのか。

→ ゼブラゾーンとし、市道用地として帰属を受け、市が管理する予定である。

○ 開発緑地は、事業者が芝や低木等の植栽をするのか、土地だけ市に寄付されて市が緑化をしていくのか。

→ 緑化計画は現時点で未定であるが、地区土地利用計画が施行された後の承認手続きの段階で具体的な造成計画が示される予定である。
緑地の造成は植栽も含めて事業者が行い、その後、土地が市に帰属されることとなる。

○ 他に何かあるか。
なければ、提示された内容で議会に諮ることを了承するとしてよろしいか。

○ よい

・(2) 次回日程調整 (事務局)

以上